医学研究の倫理審査に伴う審査体制 (申請、審査・管理方法など)

未定稿

英国、フランスでは統一的な申請システムの導入および統一的な手順書を作成し、審査の振り分けを実施している

項目		日本	英国	フランス
倫理審査委員会の名称		倫理審査委員会	REC (Research Ethics Committees)	CPP (Comité de Protection des Personnes)
設置主体		各機関(医療機関、研究機関等)	公的機関 (NHS)	公的機関 (連帯保健省)
申請	システム化	申請システムの導入は施設による研究倫理審査委員会報告システム で倫理審査委員会の取組を参照可	統一的な申請システム(IRAS)	統一的な申請システム(RIPH2G)
	共通テンプ レート	なし	あり	あり
審査方法	手順書	機関ごと	統一的なSOP(標準作業手順書)あり	統一的な審査プロセスや手順書あり
	審査の 振り分け	なし (施設ごとに実施)	申請システムから担当領域ごとのREC に振り分け	申請システムからランダムにCPP に振り分け
	審査期間	なし	60日以内	45日以内
	承認 プロセス	倫理審査委員会による承認	RECの意見(判断結果)を受け、最終的 にHRAが研究を承認	CPPによる承認
	監査	なし	RECに対して半年に一度の監査実施	なし
管理監督	教育	なし (施設ごとに実施)	人材トレーニング(新人研修、自己学 習等)の提供	トレーニングマテリアルの公開
審査結果の公開		なし	 RECの意見が表明された研究は審査結果がIRASに格納される IRASに格納された審査結果から情報を抽出し、HP (Research Summaries)で審査結果を公開 	一部のCPPではホームページで審査 結果を公開

英国:IRAS概要

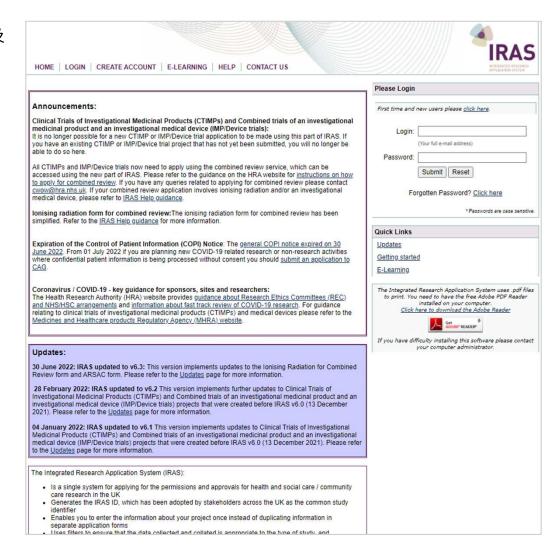
NHS RECおよびCAGへの倫理審査申請は全てHRAの管理するIRAS上で実施する

■ 概要

- ➤ IRAS (Integrated Research Application System)とは、健康及び社会福祉の研究を実施するための許可・承認を提供するためのシステムである
- ▶ 英国全土の当該研究者は、IRAS上で研究の申請を実施する
- ➤ IRASはHRA (Health Research Authority) によって提供されている

■ 審查項目概要

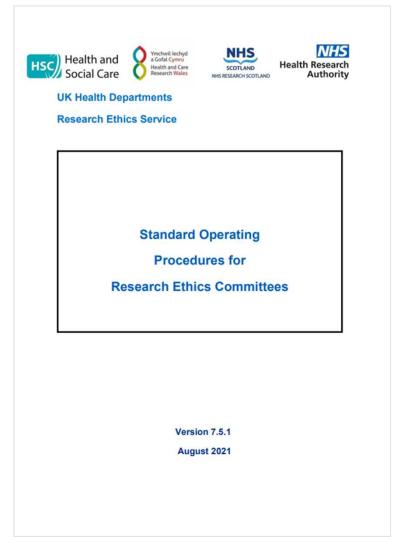
- ➤ RECおよびCAGへの申請はIRAS上で実施する
- ▶ IRASのサイトでは、RECおよびCAGへの倫理審査申請をする際に必要となる審査項目について、ガイダンスで説明をしている
- ▶ 全ての倫理審査において記載されいている全ての項目が必要となるわけではなく、研究内容によって必要項目数は変わる
- IRAS上での申請・審査・公表プロセス
 - ➤ 研究者は必要書類を準備し、IRAS上で研究申請を実施する
 - ▶ 申請された研究は、IRASから担当のRECに振り分けられ、 各RECは審査を実施する
 - ▶ RECによる審査(意見)を受け、HRAが研究を承認し、IRAS 上に情報が保存される
 - ▶ IRAS上の情報を基に、HRAのHP(Research Summaries)で審査結果が公表される



英国:SOP概要

国内全てのNHS REC及びCAGは、SOP(標準作業手順書)の規定に従って運用することが求められる

- Standard Operating Procedures for Research Ethics Committees (標準業務手順書、SOP)
 - ➤ SOP for RECとは、倫理審査委員会の運営方法についての取り決めを記したものであり、国内すべての倫理審査委員会はこのSOPに沿って運営することが義務付けられている
 - ▶ 英国のREC・CAGは倫理審査基準については公開していないが、SOPによって運営方法が統一されていることで倫理審査委員会ごとの判断の相違等を防ぎ、適切な判断を担保していると考えられる



出所: https://s3.eu-west-2.amazonaws.com/www.hra.nhs.uk/media/documents/RES_Standard_Operating_Procedures_Version_7.5.1_August_2021_Final_Accessible_07lVkXt.pdf

英国:監査・人材トレーニングの実施

HRAはRECに対して定期的な監査を実施しており、各RECの運営を3段階で評価する

■ 監査

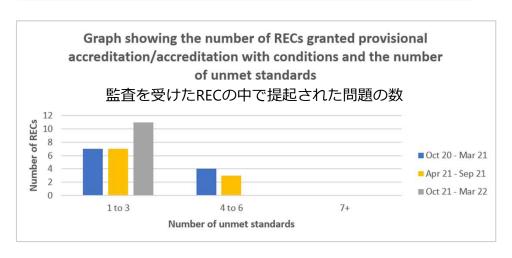
- ▶ 2007年以降、HRAはRECに対して認定プログラムを実施しており、SOP及びGAfRECの規定に則してRECが運用を行っているかを監査している
- ➤ 監査を終えた後、各RECは①完全認定、②条件付き認定、 ③暫定的認定のいずれかの認定を受ける
- ▶ 監査は半年に一度実施され、レポートが公表される 2021年10月-2022年3月のレポートでは、条件を満たして いなかったRECの総数とその内訳、議事録の品質分析等が 記載されている

■ 人材トレーニング

- ➤ RECのメンバーは所定のトレーニングを受ける必要がある
- ➤ HRAは以下のトレーニングを提供している

トレーニング	説明
新人研修	RECメンバーに任命された後すぐに、RECの 概要についてオンラインで研修を受講任命後6ヵ月間は、対面式の新人研修を受講
平等・多様性 ・人権	・ 任命後12ヵ月以内に、平等・多様性・人権 についてのトレーニングを受講
自己学習	• e-Learningや対面式のトレーニング
NHS Athens	• NHS Athensは様々な電子ジャーナル等にア クセスできるシステムであり、RECメン バーは本システムを無料で使用可能

ame of REC	Audit period	Accreditation status awarded
kshire & The Humber - Sheffield	Jun 2020 - May 2021	Full accreditation
st of Scotland REC 2	Jul 2020 - Jun 2021	Accreditation with conditions
ndon - South East	Jul 2020 - Jun 2021	Full accreditation
orkshire & The Humber - Leeds East	Jul 2020 - Jun 2021	Provisional accreditation
ondon - Riverside	Jul 2020 - Jun 2021	Accreditation with conditions
ast Midlands - Leicester South	Aug 2020 - Jul 2021	Provisional accreditation
outh Central - Hampshire A	Aug 2020 - Jul 2021	Accreditation with conditions
outh Central - Oxford C	Aug 2020 - Jul 2021	Full accreditation
lorth West – GM Central	Sep 2020 - Aug 2021	Full accreditation



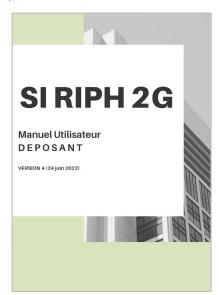
フランス:申請システム(RIPH2G)の詳細

申請システム(RIPH2G)は研究者が研究の意見書を提出するシステムであり、提出された意見書はシステムを通じ、ランダムにCPPに振り分けられる

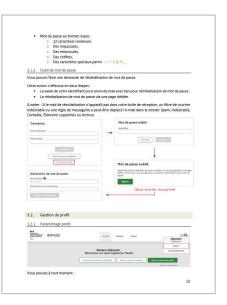
- 申請システム (RIPH2G)
 - ▶ 人を対象とした研究 (RIPH) を実施する研究者が研究の意見書を提出するシステムである
 - ▶ 提出された意見書はこのシステムを通じ、ランダムにCPPに振り分けられる
 - ▶ ただし、申請の振り分け先は申請内容を審査することができるCPPに限られる (CSP L1123-6で規定)



- 申請システムの説明書
 - ▶ 申請の手順、申請システムの操作方法が記載されている



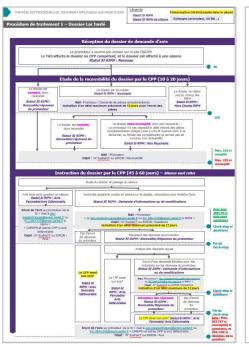


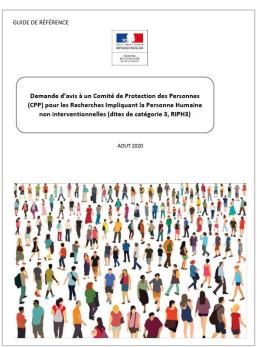


フランス:申請に関する参考資料の詳細

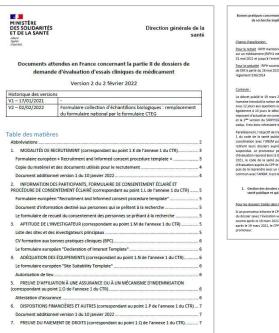
CNRIPHは申請者に対し、審査プロセス、非介入研究の申請、提出する文書の基準、標準の審査期間である45日を過ぎた際の手順についての資料をHPで公開している

- 審査プロセスの説明
 - ▶ 医薬品、侵襲的/非侵襲的な医療機器に関する審査プロセスが図解されている
- 非介入研究の申請
 - ➤ 研究が非介入研究(RIPH3)に当たるかどうかの基準、審査 プロセス、申請方法が開設されている





- 申請文書の基準
 - ▶ 申請文書作成時の留意点や作成方法が記載されている
- 標準の審査機関である45日を過ぎた場合の手順
 - ▶ 審査の結果、修正や追加文書の提出を求められた後の手順 が開設されている
 - ▶ 追加文章のテンプレートも公開されている





GDPR第5条 個人データの取扱いと関連する基本原則 (Principles relating to processing of personal data)

態様により、取扱われる

GDPR第5条では、個人データの取扱いとして6つの基本原則が定められている

基本原則	概要					
a. 適法性、公正性及び透明性 lawfulness, fairness and transparency	■ そのデータ主体との関係において、適法であり、公正であり、かつ、透明性のある態様で取扱われなければならない					
b. 目的の限定 purpose limitation	■ 特定され、明確であり、かつ、正当な目的のために収集されるものとし、かつ、その目的に適合しない態様で追加的取扱いをしてはならない。公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第89条第 1項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない					
c. データの最小化 data minimisation	■ その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のある ものに限定されなければならない					
d. 正確性 accuracy	■ 正確であり、かつ、それが必要な場合、最新の状態に維持されなければならない。その個人データが 取扱われる目的を考慮した上で、遅滞なく、不正確な個人データが消去又は訂正されることを確保す るための全ての手立てが講じられなければならない					
e. 記録保存の制限 storage limitation	■ その個人データが取扱われる目的のために必要な期間だけ、データ主体の識別を許容する方式が維持されるべきである。データ主体の権利及び自由の安全性を確保するために本規則によって求められる適切な技術上及び組織上の措置の実装の下で、第89条第1項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のみのために取扱われる個人データである限り、その個人データをより長い期間記録保存できる					
f 完全性及び機密性	■ 無権限による取扱い若しくは違法な取扱いに対して、並びに、偶発的な喪失、破壊又は損壊に対して、					

適切な技術上又は組織上の措置を用いて行われる保護を含め、個人データの適切な安全性を確保する

f. 完全性及び機密性

integrity and confidentiality